

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 件名 | 2号物件 事務用品
詳細については別紙仕様書及び契約条件書のとおり |
| 2 | 納入期限 | 令和8年9月25日 |
| 3 | 納入場所 | 関東森林管理局 森林整備課 |
| 4 | 見積書の提出期限及び場所 | 提出期限: 令和8年8月6日 15時まで
提出場所: 関東森林管理局
経理課 企画係長 あて(郵送可)
〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参若しくは郵便による提出を認めます。(提出先は見積書等の提出場所と同じ。) |
| 5 | 提出書類 | (1) 見積書
※電子調達システムで提出する場合の <u>見積額は税抜金額を入力</u> してください。
※紙で提出する場合の <u>見積額は税抜金額と税込金額が分かるように記載</u> し、必ず日付を記載してください。
(2) 下記8の資格を証明できる書類の写し
※電子調達システムにて内訳書データとして送信してください。
※紙で提出する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(件名)見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。 |
| 6 | 契約者の決定 | 予定価格の範囲内で最低の価格を見積した者及び仕様書で示す規格を満たす物品を納入出来る者を契約の相手方とします。 |
| 7 | 契約締結日 | 見積書採用の日から7日以内 |
| 8 | 必要な資格等 | 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者であること。 |
| 9 | その他 | (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
(3) 仕様書の種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、令和8年8月5日(水)までに別添「提案書」を提出し、担当者の確認を得ることとします。
仕様書に関する質問については、正確に質問内容を把握するためメールにてお願いします。メールアドレスは下記、連絡先のとおり。 |

担当: 関東森林管理局 森林整備課 企画係

(電話)027-210-1183

(メールアドレス)ks_kanto_seibi@maff.go.jp

仕 様 書

1. 購入数内訳表 2号物件 事務用品

番号	物品名	規格・品質			種別 ※	数量	単位
		例示品		規格・品質			
		メーカー名	品名・品番				
1	調印・証書ホルダー	コレクト株式会社	F-144	細布製、A4判	3	2	冊
合 計						2	

- ※種別 1規格・品質欄の規格品
2規格・品質欄の指定内容を満たす物品
3規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入

納入場所は関東森林管理局森林整備課(群馬県前橋市岩神町4-16-25)、納入数量は上記のとおりとし、納入期限は令和8年9月25日とする。

3. 検査

種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、担当者に予め確認し了解を得ることとする。
また、詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせすること。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提 案 書

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

令和 年 月 日提出

商号又は名称
代表者役職氏名

令和8年7月22日公告の物件番号2号 事務用品のオープンカウンターに係る
納入物品について、別紙のとおり提案します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

(担当)
1 所属部課名：
2 役 職：
3 担当者氏名：
4 電 話 番 号：
5 メールアドレス：

・・・・・・・・・・ 以下、森林管理局担当者 記入欄 ・・・・・・・・・・

森林管理局 担当者提案書 確認欄	
------------------------	--

別紙 第2号物件 事務用品

提案書内訳

商号又は名称

型 式 及 び 数 量	
要 求 仕 様 に 対 す る 対 応	

(注) パンフレット等により、提案する物品が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって替えることができる。